

外部労働市場に一定の通用力[※]を有する職業能力評価制度として、

新たに団体等検定を創設（令和6年3月1日）

※合格者は一定の業界で採用・昇進の考慮要素となる、資格手当等の処遇に反映されることが期待される等

	技能検定	新 団体等検定	認定社内検定
概要	名称独占の国家資格（技能士）	要件を満たす民間検定を厚生労働大臣が認定 [※] ※検定の枠組みを認定（国家資格ではない）	要件を満たす社内検定を厚生労働大臣が認定 [※] ※検定の枠組みを認定（国家資格ではない）
実施機関	都道府県又は民間団体が実施	民間団体・個別企業が独自に実施	民間団体・個別企業が独自に実施
対象技能・対象者	・全国的に業界標準が確立された技能 ・一定数の受検者が見込める職種（概ね年間1000人以上） ・実施機関の雇用労働者以外も対象	・地場産業、成長分野など業界標準が確立していない技能も対象（検定の安定的な運営が見込まれる受検者数であれば可） ・実施機関の雇用労働者以外も対象	・個別企業、団体において先進的・特有の技能 ・実施機関の雇用労働者のみが対象（団体が実施する場合には会員企業の労働者）
評価方法	<ul style="list-style-type: none"> ・学科試験＋実技試験により評価 ・労働者のキャリアラダーとなるよう、原則として複数等級 		

○団体等検定の対象となる事業主体の確認フロー図

